

# 退職手当について

福利課企画管理班

hukurp@pref.miyagi.lg.jp

## 1 退職手当の計算

- 退職時の給料月額
- 勤続期間
- 退職事由
- 調整額

## 2 退職手当から控除されるもの

## 3 退職手当の手続きとスケジュール

こんにちは  
私は公立 花子です

※このイラストがある所は、資料の計算内訳書サンプルの内容を例として説明しています。



### スクリーン1

まず説明の前に、本日使用する資料の確認をさせていただきます。

1つ目は、資料4の退職手当について。A4両面印刷7枚ものです。

2つ目は、資料5の計算内訳書の見方。A4片面印刷1枚ものです。

3つ目は、資料6の退職手当計算内訳書サンプル。A4版両面印刷1枚のものです。

3点ございますでしょうか？

本日こちらの3点を使用しますので、あわせて資料に落丁がないかご確認ください。

それでは説明に入らせていただきます。

本日は、「退職手当の計算」「退職手当から控除されるもの」「退職手当の手続きとスケジュール」の順で説明していきます。

イラストの女性の、公立花子さんは、様々な場面で例として登場しますので、あわせてご確認ください。

# 1 退職手当の計算

## 基本額

退職時の給料月額 × 支給割合 + 調整額

退職時の  
給料月額

勤続期間

退職事由

退職手当計算に必要な3つのポイント

### スクリーン2

まず退職手当の計算について、皆さんの退職手当の金額は、基本的には、**退職時の給料月額**、かける、**支給割合**、の合計である、退職手当の基本額に、**調整額**、を足すことによって決定されます。

手当額を計算するポイントとして、大きく次の3つが基礎データとして必要になります。

1つ目は、退職時の給料月額はいくらか、ということです。これは、そのまま計算式の退職時の給料月額、になります。

2つ目は、退職する方の勤続期間は何年か、ということです。これは、計算式の支給割合に関わります。

3つ目は、退職する理由は何か、ということです。こちら、計算式の支給割合に関りがあり、自己都合と定年退職では、支給割合に大きく差が生じます。



## 退職時の給料月額

👉 退職手当計算の基礎となる

退職日における

本俸 + 教職調整額 + 給料の調整額

（ 条例で規定  
されている  
給料表の額 ）

（ 本俸の4%  
教育職給料表（一）・（二）  
1級・2級・特2級適用職員 ）

（ 特別支援学校勤務者や  
特別支援学級担当者に  
支給される、  
いわゆる「特担当手」 ）



本俸	+	教職調整額	+	給料の調整額	=	退職時の給料月額
417,900円		16,716円		0円		434,616円

### スクリーン3

それでは、まず1つ目のポイント、退職時の給料月額についてご説明します。

退職時の給料月額は、退職手当額を計算する上での基礎となります。

「給料月額」とは、退職日における本俸と、教職調整額と、給料の調整額を合計したものです。

本俸とは、給料表で定められた額です。

教職調整額とは、本俸の4%に当たる額が教育職員に支給されるものです。

給料の調整額とは、いわゆる特担当手のこと、特別支援学校に勤務されている方、又は特別支援学級を担当されている方に給料の調整額として支給されているものです。

以上3つを足したものが給料月額となります。

では、例として、公立花子さんの場合を見てみます。

花子さんの給料月額は、給料表で定められた41万7,900円の本俸と、その4%1万6,716円の教職調整額をあわせて、43万4,616円となります。

## 👉 基本額の特例

平成19年4月1日以降に、給料月額の変額改定以外の理由(※)によって給料月額が減額されたことがある場合で、**減額前の給料月額(特定減額前給料月額)**が**退職時の給料月額**よりも多いときは、その多かった給料月額を勘案して退職手当を計算する。

※ 教頭から教諭に降格した、特別支援学級担任解除により給料の調整額が支給されなくなったなどの場合をいう。

なお、「**定年引上げに伴う60歳に達した日後の最初の4月1日以降の給与の7割水準支給**」も対象となる。

### スクリーン4

基本額を計算するうえで、基本額の特例に該当する場合がありますので、ご説明します。

基本額の特例とは、平成19年4月1日以降に、給料月額の変額改定以外の理由、例えば、教頭から教諭への降格や、調整数の改定、特別支援学級の担任から普通学級の担任になったなどにより、給料の調整額が支給されなくなった場合などで、退職時の給料月額よりも過去の給料月額が多かった時がある場合は、その多かった給料月額を勘案して退職手当を計算することとなります。

なお、定年引上げに伴う60歳に達した日後、最初の4月1日以降の給与の7割水準支給も、特例の対象になります。つまり、令和6年度に61歳で定年退職する場合は、この基本額の特例に該当することになります。事例については、後半でご説明します。



## 勤続期間

👉 退職手当計算の「支給割合」に関わる

Ⓐ 基礎となる期間 + Ⓑ 通算期間 - Ⓒ 除算期間 ※2

在職期間 ※1

※1 1日でも在職した月は、1月と数える

※2 1年未満の端数は切り捨てる

### スクリーン5

次に2つ目のポイント、勤続期間についてご説明します。

退職手当額は皆さんの勤続期間、つまり公務員等として勤務されてきた期間の長さによって変わってきます。

勤続期間は、在職期間、引く、除算期間で決定します。まず、在職期間は宮城県職員として在職した期間を基礎として、通算すべき期間があればそれを加算します。そこから、除算期間、つまり、休職や育児休業などで勤務しなかった期間を差し引くことで、勤続期間が決定されます。

## ② 通算期間

### ① 在職期間として通算できる場合



### ② 在職期間として通算できない場合



## スクリーン6

ここで、勤続期間に加える通算期間について、具体的にご説明します。

勤続期間には、皆さんが宮城県で勤務した年数のほかに、他県や他市町村といった、ほかの地方公共団体などで、公務員として勤めた期間も含めます。ただし、勤続期間に通算できるのは、その勤めた団体から、当時、退職手当の支給を受けなくて、一日もあけずに引き続き宮城県の職員となった場合に限りです。なお、常勤講師から一日もあけずに教員になった場合も、同様に常勤講師の期間が通算されます。例を挙げてみましょう。

通算できる場合として、①をご覧ください。平成元年4月1日から、平成3年3月31日までの2年間、他の団体で公務員として勤務した期間があり、そのあと一日もあけずに平成3年4月1日付けで宮城県に採用されました。この場合、2年間を通算期間として、在職年数に足します。

一方、その下の②の例1の場合のように、他の公務員期間と宮城県職員としての期間との間に一日でも空白があると、Bの期間は勤続期間として通算できず、Aの平成3年4月1日に宮城県に採用された時から、退職時までの期間を在職年数として計算することとなります。

また、例2の場合のように、宮城県職員としての採用前に、非常勤講師や私立学校教諭経験がある場合や、旧所属で退職手当を支給済みの場合は、空白期間がなくても通算することができないため、こちらもAの期間のみを在職期間として計算することになります。



## ☞ 除算期間

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 休職</li> <li>○ 停職</li> <li>○ 大学院修学休業</li> <li>○ 育児休業</li> </ul>	月の初日から末日まで勤務しない月が1か月以上あったときは、 <b>その月数の1/2</b> ※ただし、育児休業の場合は当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、 <b>その月数の1/3</b>
○ 育児短時間勤務	月の初日から末日まで育児短時間勤務をした月が1か月以上あったときは、 <b>その月数の1/3</b>
○ 高齢者部分休業の期間	7時間45分をもって1日とし、30日をもって1月として <b>換算した月数の1/2</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組合専従の期間</li> <li>○ 自己啓発等休業</li> <li>○ 配偶者同行休業</li> </ul>	月の初日から末日まで勤務しない月が1か月以上あったときは、 <b>その全部の月数</b> ※ただし、自己啓発休業のうち公務運営に特に質するものと認められること等要件に該当する場合は、 <b>その月数の1/2</b>

※ 上記表に記載のない産前産後休暇や病気休暇等は、**除算されない**(勤続期間に含まれる)。



出産: 平成3年7月  
 育休: 平成3年9月15日から  
       平成4年3月31日まで

月の初日から末日まで勤務しない月が除算対象月となるため  
 平成3年10月から平成4年3月

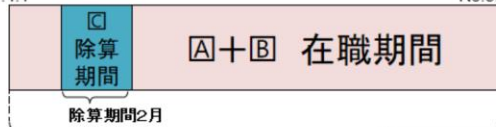
→ 6月 × 1/3※ = 2月… **除算期間**

在職年数 除算期間

35年0月 - 2月 = 34年10月 ⇒ **勤続年数34年**(1年未満の端数月切り捨て)

H14.1

R6.3.31



### スクリーン7

次に、除算期間について説明します。

皆さんの在職期間のうち、休職や育児休業などの理由で勤務しなかった期間がある場合は、その期間を除く必要があります。どのような期間が在職期間から除かれるかについては、ご覧の表のとおりです。なお、表のなかに記載のない、産前産後休暇や、病気休暇などの休暇については、除算されません。

具体的に、どのように除算されているか、公立花子さんの例を見てみましょう。

花子さんは、出産後、平成3年9月15日から平成4年3月31日まで、育児休業をとりました。なお、除算の対象となるのは、月の初日から末日まで勤務しない月ですので、この場合、平成3年10月から平成4年3月までの6月(ろくつき)が、除算対象の月数となります。さらに、こどもが1歳になるまでの育児休業は、除算対象月数の1/3を除算する決まりですので、6月(ろくつき)かける1/3で、2月(ふたつき)が除算期間となります。

花子さんの在職年数35年から、除算期間の2月(ふたつき)を差し引くと、34年と10月となりますが、1年未満は端数の月として切り捨てますので、花子さんの勤続年数は34年となります。

## 退職手当の計算(再掲)

退職時の給料月額 × 支給割合 + 調整額

退職時の  
給料月額

勤続期間

退職事由

退職手当計算に必要な3つのポイント

### スクリーン8

ここまで、勤続期間について、お話ししてきました。

最後に、退職手当計算、三つ目のポイント、退職事由について、ご説明します。





## 退職事由

### 退職手当計算の「支給割合」に関わる

勤続年数が同じであっても、「定年」、「自己都合」などの退職事由によって、退職手当額が変わってくる

※ 60歳に達した日以後から最初の3月31日までの期間に加え、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、定年引き上げ後の定年前に「自己都合」により退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、「定年退職」の支給割合を用いて算出される。



勤続年数34年  
退職時の給料月額 434,616円



定年退職・・・支給割合 46.83015	自己都合退職・・・支給割合 38.7531
= 434,616円 × 46.83015	= 434,616円 × 38.7531
= 20,353,132円(1円未満の端数切り捨て)	= 16,842,717円(1円未満の端数切り捨て)
⇒ 3,510,415円 の差額が発生する	

## スクリーン9

さきほど、勤続年数によって、退職手当額が変わってくるとお話ししましたが、勤続年数が同じ方でも、退職する理由、例えば、定年か、自己都合か、などが支給割合の決定に関係するため、退職手当額は変わってきます。

ちなみに、60歳に達した日以後、「自己都合」により退職した場合でも、当分の間は、「定年退職」の支給割合を用いて算出されます。

例として、公立花子さんが、勤続年数34年で、定年退職した場合と、自己都合退職した場合の、退職手当の支給割合を、比べてみましょう。

自己都合で退職した場合の支給割合は、38.7531ですが、定年退職した場合は、46.83015となり、自己都合の場合よりも支給割合が高くなり、約350万円の差額が発生することになります。

## 支給割合 … 勤続年数と退職事由によって定められている率

※支給割合の略図

勤続年数	第3条			第4条		第5条		
	自己都合	11年未満 定年・勸奨	公務外 傷病	25年未満 公署の移転等	11年以上 25年未満 定年・勸奨	公務上 死亡・ 傷病・ 整理	25年以上 公署の 移転等	25年以上 定年・ 勸奨
1	0.5022	0.837	0.837	1.04625		1.2555		
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮		
9	4.5198	7.533	7.533	9.41625		11.2995		
10	5.022	8.37	8.37	10.4625		12.555		
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮		
24	26.3655		26.3655	31.282875	31.282875	31.8897		
25	28.0395		28.0395			33.27075	33.27075	33.27075
⋮	⋮		⋮			⋮	⋮	⋮
34	<b>38.7531</b>		38.7531			46.83015	46.83015	<b>46.83015</b>
35	<del>39.7575</del>		39.7575			47.709	47.709	<del>47.709</del>
⋮	⋮		⋮			⋮	⋮	⋮
40	44.7795		44.7795			47.709	47.709	47.709

### スクリーン10

先ほど申し上げた支給割合とは、条例で定められている率で簡単に申し上げますと、退職時の給料月額にこの支給割合をかけた金額が、退職手当額の一部になります。

支給割合は、退職する方、それぞれの勤続年数と、退職事由によって個別に当てはめられます。

表示されている表は、支給割合の早見表を省略し、表したものです。省略されていないものは、福利課のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

この早見表は、退職事由に応じた横軸と、勤続年数に応じた縦軸で、構成されています。

ご覧のとおり、退職手当の支給割合は、退職する理由ごとに異なります。

自己都合で退職する方は、一番左側の行に記載された割合を使います。定年退職するかたで、勤続25年以上の場合は、一番右側の行に記載された割合を使います。

例えば、勤続34年で自己都合で退職する場合、一番左側の行と34年の勤続年数の列が交差するところが、その方の支給割合となりますので、**38.7531**となります。

一方、定年で退職する場合には、勤続年数は同じ34年でも、一番右側の行に34年の勤続年数をあてはめますので、支給割合は**46.83015**となります。

## 退職手当の計算(再掲)

退職時の給料月額 × 支給割合 + 調整額

退職時の  
給料月額

勤続期間

退職事由

退職手当計算に必要な3つのポイント

### スクリーン11

さて、退職時の給料月額にかけあわせる支給割合についての説明は、以上となりますが、計算式には調整額という項目が残っております。

計算式の説明の最後として、この調整額についてご説明します。

## ➤ 調整額

👉 職員の区分毎に定める調整月額のうち、在職期間の各月（休職月数等を除く）における額の多いものから60月分の調整月額を合計した額。

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
調整額	78,750	70,400	65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0

※1 勤続期間と同様に、休職・停職・大学院修学休業・育児休業等で月の初日から末日まで勤務しない月を除算します。

※2 勤続4年以下の退職者は、計算した合計額の1/2相当額とします。

※3 自己都合退職者で勤続10～24年の者は、計算した合計額の1/2相当額とします。

※4 自己都合退職者で勤続9年以下の者は、調整額は不支給とします。

### スクリーン12

調整額とは、退職する方の公務への貢献度を退職手当額に反映させるため、退職手当に加算する金額のことをいいます。その方の職務の級や内容などを考慮して定められた職員の区分が、10区分あり区分ごとに調整月額という金額が決められています。職員が在職した月それぞれに、該当する区分を当てはめ、退職までの在職期間の各月のうち、調整月額が大きい月から60月分を足し上げて調整額を算出します。



## 退職手当の調整額に関する区分表

ハ 21年4月1日からの適用区分(技能職については平成27年3月31日までの適用区分)

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
調整月額	78,750	70,400	65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0
行政職		10級 期20%	9級 期20%	8級 期20%	7級 期15%	6級 期15%	5級 期10%	4級 期10%	3級 期5%	2級・1級
教育職(一)				4級 期20%	4級 管6種 期15%	4級期15% 3級管6種	3級 期10% 2級期10%のうち 注8の者 特2級のうち特2級 在職4年以上又は 注8の者	2級期10% 特2級	2級・1級 期5%	2級・1級
教育職(二)				4級 期20%	4級 管6種 期15%	4級期15% 3級管6種	3級 期10% 2級期10%のうち 注8の者 特2級のうち特2級 在職4年以上又は 注8の者	2級期10% 特2級	2級 期5%	2級・1級
研究職			5級 管1種 期20%	5級 期20%	4級 管4種 期15%	4級 期15% 3級のうち注4の 職	3級のうち注5の 職	3級 期10%	2級 期5%	2級・1級
医療職(二)					7級 期15%	6級 期15%	5級のうち注7の 職	5級 期10%	4級 期5% 3級 期5%	3級・2級・1級
医療職(三)								4級 期10%	3級 期5% 2級 期5%	3級・2級・1級
技能職										

注1 期 % : 期末手当等の役職段階別加算割合  
 注2 管 % : 管理職手当の支給割合  
 注3 管 種 : 管理職手当の支給額により区分  
 注4 技術副参事, 総括研究員  
 注5 技術補佐, 技術次長又は上席主任研究員  
 注6 技術補佐, 技術次長又は上席技術主幹  
 注7 技術補佐, 技術次長

注8 勤続期間が博士課程修了にあっては30年以上, 修士課程修了に  
 あっては33年以上, 大学卒にあっては35年以上, 短大卒にあっては  
 37年以上, 高校卒にあっては39年以上であった者

### スクリーン13

表示されていますが、退職手当の調整額に関する区分表です。第1号から第10号まで、10区分に分かれています。区分表の見方としましては、まず、一番左の縦軸をご覧いただき、ご自身の退職時の給料表の種類を確認します。該当する給料表の横軸に、4級、3級、2級などといった、給料表の級などが記載されていますので、ご自身の該当する欄を見ていくと該当する区分が分かります。



## 調整額の算出例①

勤続34年 教諭 教育職(一)2級 期末手当加算割合10%  
採用時学歴は大学卒業 の場合



調整額 = 第8号(27,100円) × 60月 = **1,626,000円**

ハ 21年4月1日からの適用区分(技能職については平成27年3月31日までの適用区分)

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	
調整月額	78,750	70,400	65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0	
教育職(一)		10級 期20%	9級 期20%	8級 期20%	7級 期15%	6級 期15%	5級 期10%	4級 期10%	3級 期5%	2級・1級	
教育職(二)				4級 期20%	4級 管6種 期15%	4級 期15%	3級 管6種 期15%	3級 期10%	2級 期10%のうち注8の者 特2級のうち特2級 在職4年以上又は注8の者	2級・1級 期5%	2級・1級
研究職					4級 管4種 期15%	4級 期15%	3級 管6種 期15%	3級 期10%	2級 期10%のうち注8の者 特2級のうち特2級 在職4年以上又は注8の者	2級 期5%	
医療職(二)			5級 管1種 期20%	5級 期20%	4級 管4種 期15%	4級 期15%	3級 管6種 期15%	3級 期10%	2級 期10%のうち注8の者 特2級のうち特2級 在職4年以上又は注8の者	2級 期5%	
医療職(三)					7級 期15%	6級 期15%	5級 期10%	4級 期10%	3級 期5%	2級 期5%	3級・2級・1級
技能職								4級 期10%	3級 期5%	2級 期5%	3級・2級・1級

60月すべての期間が第8号に該当

注1 期 % : 期末手当等の役職段階別加算割合  
注2 管 % : 管理職手当の支給割合  
注3 管 種 : 管理職手当の支給額により区分  
注4 技術副参事, 総括研究員  
注5 技術補佐, 技術次長又は上席主任研究員  
注6 技術補佐, 技術次長又は上席技術主幹  
注7 技術補佐, 技術次長

注8 勤続期間が博士課程修了にあっては30年以上, 修士課程修了にあっては33年以上, 大学卒にあっては35年以上, 短大卒にあっては37年以上, 高校卒にあっては39年以上であった者

### スクリーン14

調整額の計算については、いろいろな情報が必要になり、複雑な部分がありますので、いくつか例をあげて説明させていただきます。

算出例①、公立花子さんの場合は、退職時の給料表が教育職給料表(一)の2級の職員であり、期末手当等の役職段階別加算割合は10%で、採用されたときの学歴は大学卒です。

花子さんを調整額の区分表に当てはめると、左側の給料表の区分については、教育職(一)のところを見ます。さらに、給料表の級が2級で、期末手当の加算割合が10%ですので、横軸でみて、右から3番目、太枠で囲った部分、第8号に該当します。第8号の調整月額は、27,100円です。在職期間のうち、第8号区分の月が60月あったと仮定した場合、花子さんの調整額は27,100円かける60月分で162万6,000円となります。



## 調整額の算出例②

勤続38年 教諭 教育職(一)2級 期末手当加算割合10%  
採用時の学歴が大学卒業 の場合

第7号(32,500円) × 36月 = 1,170,000円(注8該当期間)  
第8号(27,100円) × 24月 = 650,400円  
調整額 = 1,170,000円 + 650,400円 = 1,820,400円

ハ 21年4月1日からの適用区分(技能職については平成27年3月31日までの適用区分)

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
調整月額	78,750	70,400	65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0
行政職		10級 期20%	9級 期20%	8級 期20%	7級 期15%	6級 期15%	5級 期10%	4級 期10%	3級 期5%	2級・1級
教育職(一)				4級 期20%	4級 管6種 期15%	4級期15% 3級管6種	3級期10% 2級期10%のうち 注8の者 特2級のうち特2級 在職4年以上又は 注8の者	2級期10% 2級 期5%	2級・1級 期5%	2級・1級

教育職給料表(一)2級で期10%のうち、「大学卒にあっては35年以上の期間」が第7号に該当  
勤続38年 - 35年 = 3年 → 36月が第7号該当

60月から、第7号該当の36月を引いた残りの24月が第8号該当

- 注1 期 % : 期末手当等の役職段階別加算割合  
注2 管 % : 管理職手当の支給割合  
注3 管 種 : 管理職手当の支給額により区分  
注4 技術副参事、総括研究員  
注5 技術補佐、技術次長又は上席主任研究員  
注6 技術補佐、技術次長又は上席技術主幹  
注7 技術補佐、技術次長

注8 勤続期間が博士課程修了にあっては30年以上、修士課程修了にあっては33年以上、大学卒にあっては35年以上、短大卒にあっては37年以上、高校卒にあっては39年以上であった者

### スクリーン15

つぎに、別の例も見てみたいと思います。

勤続38年の先生の場合について、算出例②をご覧ください。給料表の級は教育職(一)の2級、期末手当の加算割合は10%で、採用されたときの学歴は大学卒です。

教育職(一)の2級で、期末手当の加算割合が10%の場合、先ほど公立花子さんの例で説明したとおり第8号に該当しますが、太枠で囲った部分をご覧ください。こちらの2行目に、2級、期10%のうち、注8の者という記載があります。この注8という部分がポイントになります。

区分表の下の方、横線が引いてあるところをご覧くださいと、勤続期間が大学卒にあっては、35年以上であった者と書いてあります。つまり、給料の級が2級で、期末手当の加算割合が10%の方のうち、採用されたときの学歴が大学卒であり、勤続期間が35年以上の場合は、その35年以上となる期間の月数は、第7号に該当することとなります。

この例の場合、勤続38年ですので35年以上の勤続期間は、3年となり3年分である36月が第7号に該当します。調整額は全部で60月を積み上げて計算しますので、残りの24月は第8号となります。よって調整額は、第7号区分の117万円と、第8号区分の65万400円を足して、合計182万400円となります。

## 👉 調整額の算出例③

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで・・・24月  
 → 校長(教育職(一)4級、管理職手当6種、期末加算15%)  
 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで・・・36月  
 → 教頭(教育職(一)3級、期末加算10%)

の場合

第5号(54,150円) × 24月 = 1,299,600円(上記校長の期間)  
 第7号(32,500円) × 36月 = 1,170,000円(上記教頭の期間)  
 調整額 = 1,299,600円 + 1,170,000円 = 2,469,600円

ハ 21年4月1日からの適用区分(技能職については平成27年3月31日までの適用区分)

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
調整月額	78,750	70,400	65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0
行政職		10級 期20%	9級 期20%	8級 期20%	7級 期15%	6級 期15%	5級 期10%	4級 期10%	3級 期5%	2級・1級
教育職(一)				4級 期20%	4級 管6種 期15%	4級期15% 3級管6種	3級 期10% 2級期10%のうち 注8の者 特2級のうち特2級 在職4年以上又は 注8の者	3級期10% 特2級	2級・1級 期5%	2級・1級
教育職(二)				4級 期20%	4級 管6種 期15%	4級期15% 3級管6種	5級 期10% 2級期10%のうち 注8の者 特2級のうち特2級 在職4年以上又は 注8の者	2級期10% 特2級	2級 期5%	2級・1級

上記校長の期間

上記教頭の期間

### スクリーン16

管理職の方の場合の調整額については、算出例③として記載していますが、今回は説明を割愛させていただきますので後ほどご覧ください。

また、調整額は、職務の級や役職、学歴や休職などの取得状況などによって、いろいろなパターンがあり、個人の状況によって異なります。したがって、一般的な説明は、難しいということを付け加えさせていただきます。

調整額の説明は以上です。



## 👉 基本額の特例(再掲)

平成19年4月1日以降に、給料月額の変額改定以外の理由(※)によって給料月額が減額されたことがある場合で、**減額前の給料月額(特定減額前給料月額)**が**退職時の給料月額**よりも多いときは、その多かった給料月額を勘案して退職手当を計算する。

※ 教頭から教諭に降格した、特別支援学級担任解除により給料の調整額が支給されなくなったなどの場合をいう。

なお、「**定年引上げに伴う60歳に達した日後の最初の4月1日以降の給与の7割水準支給**」も対象となる。

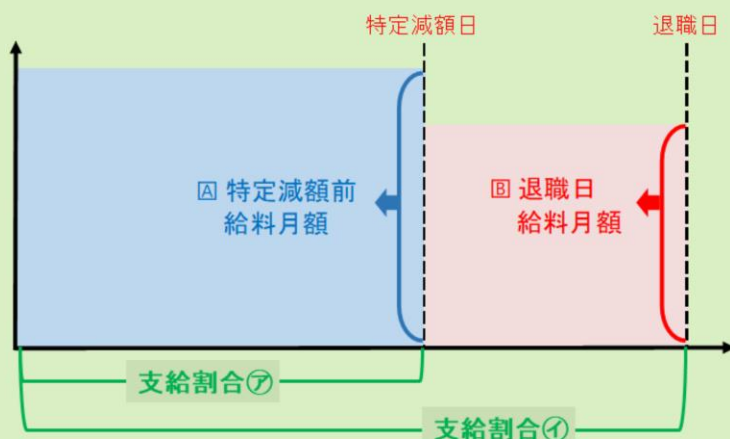
### スクリーン18

次に、前半で少しふれました退職手当基本額に特例について、再度確認します。

基本額の特例とは、平成19年4月1日以降に給料月額の変額改定以外の理由によって、給料の調整額が支給されなくなった場合などで、退職時の給料月額よりも過去の給料月額が多かった時がある場合は、その多かった給料月額を勘案して退職手当を計算することとなります。

これは、定年引上げに伴う60歳に達した日後、最初の4月1日以降の給与の7割水準支給も、特例の対象になります。つまり、前半で申し上げたとおり、令和6年度に61歳で定年退職する場合は、この基本額の特例に該当することになります。

## 👉 基本額の特例の事例①



退職手当の基本額

$$\begin{aligned} &= \text{㊦特定減額前給料月額} \times \text{支給割合ア} \\ &+ \text{㊨退職日給料月額} \times (\text{支給割合イ} - \text{支給割合ア}) \end{aligned}$$

### スクリーン19

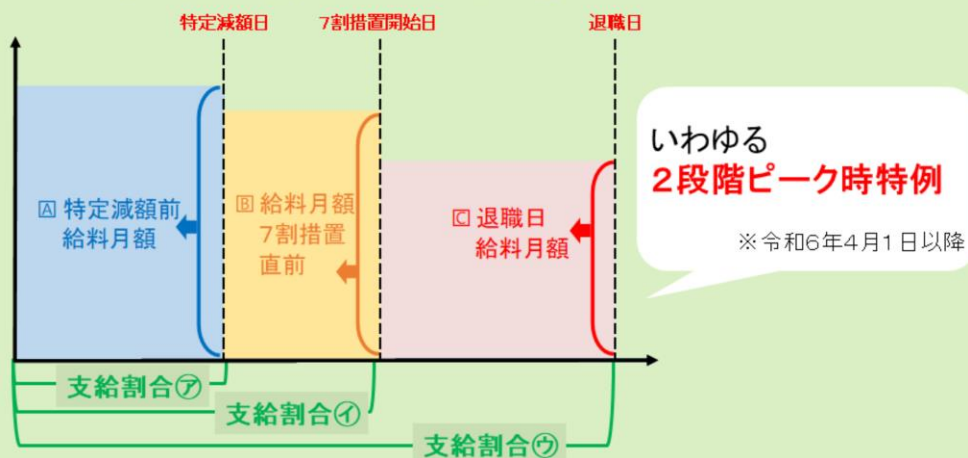
それでは、事例をみていきましょう。

事例①は、退職日の給料月額が特定減額日より低かった例となっています。この事案の具体例としては、特別支援学校に勤務されていた方が高等学校に異動し、給料の調整額が支給されなくなり退職した例などが挙げられます。

この時の退職手当の基本額は、Aの特定減額前給料月額に特定減額日までの支給割合アをかけて、さらに、Bの退職日の給料月額に退職日までの支給割合イから、Aの支給割合を引いたものをかけて、それぞれを足すことにより求められます。



## 基本額の特例の事例②



### 退職手当の基本額

$$\begin{aligned}
 &= \text{㉞ 特定減額前給料月額} \times \text{支給割合㉞} \\
 &+ \text{㉠ 給料月額7割措置直前} \times (\text{支給割合㉠} - \text{支給割合㉞}) \\
 &+ \text{㉡ 退職日給料月額} \times (\text{支給割合㉡} - \text{支給割合㉠})
 \end{aligned}$$

### スクリーン20

事例②は、事例①の状況後、定年引上げにより令和6年度からの給料が7割となり、退職時の給料が一番低かった例となっています。このように、勘案が必要なタイミングが、退職時の給料月額のほか、特定減額日前と、給料7割措置前にもあることから、いわゆる2段階ピーク時特例が発生します。

この時の退職手当の基本額は、事例①での式に加えて、Cの給料7割措置後の退職日給料月額に、退職日までの支給割合ウからイの支給割合を引いたものにかけて、それぞれを足すことにより求められます。

金額などが記載された具体例については、福利課のホームページに掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。



# 基本額の特例がある場合の退職手当計算内訳書

※詳しくは別資料「退職手当計算内訳書の見方(基本額の特例該当)」を参照

※令和6年度以降は様式が変更となる可能性があります

退職時当計算内訳書		福利 花子		昭和38年9月26日生					
退職時の給料等	特定減額前俸給月額	426,12.31		退職日俸給月額	86,3.31				
級号俸	教育職給料表(一)	2級 128号俸		教育職給料表(一)	2級 149号俸				
給料		423,100 円		419,700 円					
教職調整額		16,924 円		16,788 円					
給料の調整額		22,400 円		11,300 円					
計		462,424 円(A)		447,788 円(B)					
定年前早退退職に係る特例給料月額	給料月額	定年年齢	年度末年齢	給料月額	定年年齢	年度末年齢			
		×(1+(60- )×2/100)	×(1+(60- )×2/100)						
勤続年数	在職年数	昭和61年4月1日から平成26年12月31日まで	28年 9月	昭和61年4月1日から令和6年3月31日まで	38年 0月				
除算年数	から	まで	年 月	平成28年9月	から	平成29年7月	まで	1.2	0年 5.5月
	から	まで	年 月						年 月
	から	まで	年 月						年 月
	から	まで	年 月						年 月
	から	まで	年 月						年 月
計(イ)			年 月						0年 5.5月
合計(イ)-(ロ)	28年 9.0月( 28年)			37年 6.5月( 36年)					
支給率	減額日前支給率			退職日支給率					
	37,790,550 (ロ)			47,709,900 (イ)					
	勤続28年・定年			勤続36年・定年					
調整額	1,723,200円								
	7号(32500円)×18月+8号(27100円)×42月								
適用事項	職員の退職手当に関する条例 第5条第1項 昭和 年条例第 号		男附則第 項						
新条例等			23,639,820円						
退職手当額(G)	給料月額	【公式】	(A) × (イ) ÷ (ロ) + (B) × (イ) - (ロ) + 調整額	退職手当額					
控除	控除日額	控除率		退職手当額					
	487,952.00 円	× 21.97125		10,720,915 円					
退職手当決定額(工)	23,639,820円								
控除額	所得税	135,384 円	特定減額前俸給月額						
	市町村民税	138,000 円							
	県民税	92,000 円							
	計	365,384 円							
	初年控除戻付金	0 円							
共済組合貸付費還金	2,825,477 円								
合計②	2,890,861 円	調整額の調整							
現金支給額①-②	20,748,959 円								
住民税	退職所得	住民税							
納入市町村	一括住民税								

## スクリーン21

基本額の特例に該当する場合、退職手当計算内訳書は、先ほどご説明しました様式とは異なり、このような様式となります。今年度退職の方で、ご覧のような退職手当計算内訳書が届いた方は、基本額の特例の該当者ということになります。

詳しい見方につきましては、配布資料の5『退職手当計算内訳書の見方』に記載していますので、参考にしてください。

なお、令和6年度以降に退職する場合で、事例②に該当する方は、「退職時の給料等」の欄が、横3列になるため、様式が変更となる可能性がありますので、ご承知ください。

退職手当の計算に関する説明は、以上となります。

## 2 退職手当から控除されるもの

実際には、以上により計算した退職手当額から、以下の税金等を差し引いた金額が口座に振り込まれます。

- 退職手当に係る所得税
- 退職手当に係る住民税  
(市町村民税・県民税)
- 給与に係る住民税  
(令和6年4、5月分)
- 共済組合貸付未償還金

退職手当計算内訳書の裏面が  
退職手当に関する計算書となっています

退職手当に関する税額計算書 (税込、1月分)

項目	金額	税率	税額
退職手当額	30,190 円		
所得税		20%	6,038 円
住民税		10%	3,019 円
共済組合貸付未償還金			
控除合計			9,057 円
支払総額	30,190 円		
支払総額 - 控除合計			21,133 円

項目	金額
退職手当額	30,190 円
所得税	6,038 円
住民税	3,019 円
共済組合貸付未償還金	
控除合計	9,057 円
支払総額	30,190 円
支払総額 - 控除合計	21,133 円

項目	金額
退職手当額	30,190 円
所得税	6,038 円
住民税	3,019 円
共済組合貸付未償還金	
控除合計	9,057 円
支払総額	30,190 円
支払総額 - 控除合計	21,133 円

### スクリーン22

これまで説明しました計算方法で、退職手当額が決定されますが、実際には、その退職手当額から、税金などを控除した額が皆さんの口座に振り込まれる額となります。

具体的には、まず退職手当から控除される税金として、所得税、市町村民税、県民税、給与にかかる住民税があります。その他、共済組合からの貸付金の未償還金などがあります。

# 退職手当にかかる所得税と住民税



退職手当額  
21,979,132円  
在職年数(勤続年数ではないので注意)  
34年※1円未満の端数切り捨て

控除額表より  
基準控除額 1,850,000円  
退職手当額 基本控除額 (A)  
21,979,132 - 18,500,000 = 3,479,132円  
(A)  
3,479,132円 × 1/2 ※2  
⇒ **1,739,000円**…**所得税・住民税課税対象額**  
※1,000円未満切捨

<所得税>  
課税対象額195万円以下のため  
1,739,000 × 0.05 × 1.021 = **88,775円**

<住民税> ※100円未満切捨  
1,739,000 × 6% = 104,300円…**市町村民税**  
1,739,000 × 4% = 69,500円…**県民税**  
⇒ 104,300 + 69,500 = **173,800円**

所得税 住民税 合計  
88,775 + 173,800 = **262,575円**

退職手当計算内訳書		会社	花子
退職時期	教(1) 職号係 2課 140号係	退職日 平成1年4月1日	から 平成6年3月31日
退職年数		まで	35年 0月
給付等	給料(A) 417,900円	計(B) 平成3年10月 から 平成4年3月 まで 1/ 3 0年 2月	35年 0月
	教職調整額(B) 16,716円	から から から まで から から まで から まで から まで	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月
	給料の調整額(C) 0円	計(D) 平成3年10月 から 平成4年3月 まで 1/ 3 0年 2月	35年 0月
	計(E) 434,616円	合計(F) × (F) - (D)	34年 10.0月 (34年)
合計(基本給月額)(E)	434,616円	合計(G) × (F) - (D)	34年 10.0月 (34年)
退職手当	定年前早期退職に係る特別の給料月額(円)	の 給料月額	定年年齢 - 年度末年齢 × (1 - 60 - ) × 2/100
適用事項	職員の退職手当に関する条例第 5条 第 1項 昭和 年条例第 号附則第 項 給料月額または(円) 中の支給割合 調整額 退職手当額 434,616.00 円 × 46.83015 + 1,626,000 = 21,979,132 円 新条例等退職手当額の計算(G) ・調整額 8号 60 月 1,626,000 円 ・調整額 号 月 円 ・調整額 号 月 円	基礎 施行日前日額 給料月額 支給割合 退職手当額 控除 459,680.00 円 × 15.735600 = 7,233,349 円	
控除	所得税 88,775円 市町村民税 104,300円 県民税 69,500円 計 262,575円	調整額の調整 課税4年以下の退職者：合計額の1/2額を超過する 自己都合退職者のうち、 勤続年数が10年～24年：合計額の1/2額を超過する 勤続年数が19年以下：調整額は不足とする	
給付に係る住民税	一括徴収税額 66,000円 共済組合交付額返金 1,015,337円	経過措置(施行日前日額の保証) 施行日前日額(B)が、新条例等退職手当額(B)より 多い場合は、施行日前日額(B)を退職手当額とする (平成19年条例第15号附則第2項)	
合計	1,343,912円		
現金支給額(1)～(2)	262,635,220円		
所得税 退職者自身 協会の 入会町村 一括住民税 協会の		(定年扱い) (所属：定歳退職者高等学校)	

## スクリーン23

以上のうち、退職手当に係る所得税、住民税についてお話しします。

再度、配布資料の6『退職手当計算内訳書サンプル』をご覧ください。退職手当計算内訳書の裏面が、退職手当に関する計算書となっており、右上に控除額表が記載されています。

ご覧の通り、在職年数が長いほど、退職手当から控除できる額が多くなります。具体的には、表の左側にありますが、退職手当額から在職年数に応じた控除額を差し引き、さらに在職年数6年以上の場合、それに2分の1をかけた額が課税対象額となります。この課税対象額を、所得税・住民税のそれぞれの計算式に当てはめて税額を求めます。

税金の詳しい計算内訳などは、退職手当計算内訳書の裏面、下半分で確認することができます。

スクリーンご覧のとおり、公立花子さんの例を記載しておりますが、説明は割愛させていただきますので、所属に戻られましたら各自ご確認ください。

## 👉 給与にかかる住民税

令和5年度分 住民税

3月まで

給与天引き  
で納付

4・5月

退職手当  
から控除  
して納付

令和4年1月～12月  
の所得に対して課税

令和6年度分 住民税

6月から

市町村から  
納税通知書  
送付(年4回)

令和5年1月～12月  
の所得に対して課税

**住民税は前年の所得に課税されます！  
(退職した年はご注意を！)**

### スクリーン24

次に、給与にかかる住民税について、お話します。

給与にかかる住民税とは、毎月の給料か、控除されている住民税のことです。

毎年、6月から翌年の5月にかけて、給与から天引きで納入しているものです。

3月にご退職された場合、4月と5月は給料の支給がないので、住民税を天引きできません。そのため、退職手当からあらかじめ控除します。ただし、4月から再任用職員となるかたについては、4月以降も給料の支給がありますので、引き続き、給料から天引きされることとなり、退職手当からは控除されません。

さて、今回の退職事務説明会開催にあたり、皆さんから退職手当に関する事前質問を募集していましたが、多かった質問として、退職後に納付しなければならない税金について、が挙げられました。

退職手当自体にかかる所得税、住民税については、先ほどお話しましたとおり、退職手当を支給する際に源泉徴収しますので、後日あらためて皆さんが納付する必要はありません。しかし、退職後に納付しなければならない税金として、給与に係る住民税があります。

ここで重要なのが、給与に係る住民税は、前年の所得に応じて課税されるということです。つまり、令和5年度の住民税は、令和4年の所得に対して課税されることとなり、令和6年度の住民税は令和5年の所得に対して課税されます。退職後、無職無収入となった場合でも、令和6年度は令和5年度と同じぐらいの住民税を納付することとなります。特に退職なされた年は、ご注意ください。

### 3 退職手当の手続きとスケジュール

12月	下旬頃 福利課より各所属へ 必要関係書類の提出通知を送付
1月	関係書類の記入(口座振込依頼等) 中旬～下旬：所属長へ書類提出
2月	
3月	31日：退職日
4月	決定通知書の交付(自宅あてに郵送) 下旬：退職手当の振込

～所属長へ提出後～  
「再就職or再就職取りやめ」  
の場合は、速やかに事務担当者へ  
御連絡願います！！

#### スクリーン25

続きまして、退職手当の手続きとスケジュールについて、お話させていただきます。

まず、12月下旬ごろに、各所属へ提出書類の通知を送付予定です。所属から必要書類が配布されましたら、先生方が各自、関係書類に必要事項を記入し、必要な書類をそろえてください。退職手当の振込口座の指定は、このときにおこなっていただきます。

なお、関係書類を提出されたあとに、提出した書類の内容に変更が生じた場合には、速やかに、所属の事務担当者へ連絡をお願いいたします。具体的には、退職日の翌日に公務員として再就職が決まった場合や、反対に、再就職予定が取りやめになった場合には、必ず、事務担当の方に連絡してください。

連絡を失念してしまうと、退職手当を返納していただく場合もありますので、特にご注意ください。



## 👉 退職手当の支払い

支給時期： 退職日から1か月以内

※令和5年度末退職者は令和6年4月下旬予定

支給方法： 本人から申出があった  
金融機関の口座へ振込

※ 振込不能となる可能性があるため  
口座解約・名義変更は振込後をお願いします

## 👉 退職手当決定通知書等の交付

方法 本人の自宅あてに郵送

(決定通知書、計算内訳書、源泉徴収票)

※ 年金手続等で必要となる場合がありますので、  
源泉徴収票の紛失には注意願います

### スクリーン26

皆さんにご提出いただきました退職関係書類を受けまして、退職日から1か月以内に退職手当を支給します。令和5年度末退職者分につきましては、令和6年4月下旬を予定しております。

退職手当の振込口座として指定した口座は、手当が振り込まれるまでは、解約や名義変更などはされませんよう、特に注意をお願いいたします。

毎年、口座の解約をしてしまったために、手当の支払いが5月以降になってしまう方がいらっしゃいますので、ご注意ください。

退職手当決定通知書などの関係書類につきましては、退職手当の支払日の前までに、福利課から皆さんのご自宅へ郵送させていただきます。

この時届いた源泉徴収票は、年金の手続きなどで、退職後、時間が経ってから必要となることがありますので、しっかりと保管していただきますよう紛失にはご注意ください。

万が一、源泉徴収票の再発行が必要になった場合は、福利課企画管理班までご相談ください。



不明な点があれば・・・

**福利課 企画管理班**へお問い合わせください

班宛メールアドレス: [hukurp@pref.miyagi.lg.jp](mailto:hukurp@pref.miyagi.lg.jp)

福利課HP: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hukuri/>

- ☞ 履歴書と給与明細だけで手軽に退職手当額試算ができる「**退職手当試算シート(簡略版)**」が追加掲載
- ☞ 定年引上げ後の60歳を超えて退職する職員の退職手当等に関する説明ページ「**定年引上げ後の退職手当**」が公開中
- ☞ 本日の説明内容は「**福利厚生ハンドブック**」P27～28にも掲載中



## スクリーン27

ここまでが退職手当についての説明となりますが、退職手当に関することで不明な点があれば、福利課企画管理班までお問合せください。

なお、福利課ホームページでは、おおよその退職手当額が試算できる「退職手当試算シート」を掲載しておりますが、今年度より履歴書と給与明細だけで手軽に試算ができる「退職手当試算シート」の簡略版が追加掲載されておりますので、ご活用いただければと思います。

さらに、定年引上げに伴い60歳を超えて退職する職員の退職手当等に関する説明ページとして、「定年引上げ後の退職手当」を新たに公開しております。ページ内には専用のQ&Aも掲載しておりますので、是非ご覧ください。

また、本日お話した内容は、皆さまがお持ちの福利厚生ハンドブック27、28ページにも説明が載っておりますので、所属やご自宅に戻られましたら、参考にいただければと思います。

以上で、説明を終わります。ありがとうございました。